



各 位

会社名 東 芝 機 械 株 式 会 社 代表者名 取 締 役 社 長 三上 高弘 (コード番号6104 東証第1部) 問合せ先 執行役員総務部長 小川 和也 (TEL 055-926-5141)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更 ならびに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月22日開催予定の第95回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に株式併合について付議することを決議いたしました。

また、これに伴い、平成30年5月9日に公表した平成31年3月期の配当予想を修正しましたので、 あわせて下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が可決されることを条件 に、平成30年10月1日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に集約することを目ざしています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4)変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行なうものです。 ただし、この定款の一部変更は、本定時株主総会において、下記「2.株式併合」に関する議案 が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするとともに、当社株式を株主の皆様に安定的に保有していただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類普通株式

② 併合の割合

平成30年10月1日をもって、同年9月30日(実質上9月28日)の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の株式について、5株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合後の発行可能株式総数

72,000,000 株 (併合前:360,000,000 株)

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)に変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成 30 年 3 月 31 日現在)	149, 885, 530 株
併合により減少する株式数	119, 908, 424 株
併合後の発行済株式総数	29, 977, 106 株

⁽注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済 株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	8,415名(100.0%)	149, 885, 530 株(100.0%)
5 株未満	376名(4.5%)	427 株(0.0%)
5 株以上	8,039名(95.5%)	149, 885, 103 株(100.0%)

(注)上記株主構成を前提として、株式併合を行なった場合、5 株未満の株式のみご所有の株主様 376名(所有株式数の合計 427株)は、株主としての地位を失うこととなります。 なお、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも 可能ですので、お取引先の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき 当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配 いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、 平成30年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、本定時株主総会において、上記「2.株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

7 (2 () 2 () () () () () () () (
現行定款	変更案		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条	第6条		
当会社の発行可能株式総数は、3億6千万株	当会社の発行可能株式総数は、7 千 2 百万株		
とする。	とする。		
(単元株式数)	(単元株式数)		
第7条	第7条		
当会社の単元株式数は 1,000 株 とする。	当会社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。		

4. 配当予想の修正

(1) 配当予想修正の理由

平成30年5月9日に公表した平成31年3月期の配当予想に関して、併合の割合に応じて1株 あたりの配当金額を5倍とする旨の修正を行なうものであります。

なお、本配当予想の修正は、株式併合に伴い1株あたり配当金額の予想を修正するものであり、 配当予想に実質的な変更はありません。

出当り心に入員的な変えばのするとん。			
	年間配当金		
	第2四半期末	期末	合 計
前回予想	円銭	円銭	円銭
(平成 30 年 5 月 9 日発表)	7. 50	7. 50	15. 00
今回修正予想	※ 1 7.50	※ 2 37.50	% 3 -
当期実績			
前期実績(平成30年3月期)	7.00	7. 00	14. 00

- ※1 平成31年3月期第2四半期末(9月30日基準日)の中間配当は併合前の株式を対象としております。
- ※2 平成31年3月期期末配当金は併合後(5株を1株に併合)の株式を対象としております。
- ※3 平成31年3月期年間配当金合計額は単純合算ができませんので「一」と表示しております。

5. 主要日程

平成30年5月16日 取締役会(単元株式数の変更、株主総会招集決議)

平成30年6月22日(予定) 第95回定時株主総会

平成30年9月25日 (予定) 1,000株単位での売買最終日

平成 30 年 9 月 26 日 (予定) 100 株単位での売買開始日

平成30年10月1日(予定) 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成30年9月26日(水)となります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位 となる株式数を変更することです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。 今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権 数は次のとおりとなります。

35(1915) 1 2 11 3 2 31 3 3 7 3			
	効力発生前		
	ご所有株式数	議決権数	
例①	5,600 株	5 個	
例②	1,673 株	1個	
例③	1,000 株	1個	
例④	532 株	なし	
例⑤	15 株	なし	
例⑥	1 株	なし	

効力発生後				
ご所有株式数	議決権数	端数株式		
1,120 株	11 個	なし		
334 株	3 個	0.6株		
200 株	2 個	なし		
106 株	1個	0.4株		
3 株	なし	なし		
なし	なし	0.2株		

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合(上記の例②、④、⑥のような場合)は、 すべての端数を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に 応じてお支払いいたします。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式 併合によりすべてのご所有株式数が端数株式となるため、当社株主としての地位を失うことと なります。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替 口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。

詳しくはお取引されている証券会社にお問い合わせください。

Q4. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 4. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、1 株未満の 端数が生じないようにすることが可能です。

具体的なお手続きにつきましては、お取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。

A5. 今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生 前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、1株当たりの資産価値は5倍となります。 したがって、株式市況の動向等他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値 に影響はございません。

Q6. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金に影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合(5 株を 1 株に併合)を勘案して 1 株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式(1 株に満たない株式)につきましては、当該端数 株式に係る配当は生じません。

Q7. 株主は何か手続きをしなければなりませんか。

A7. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合ならびに単元未満株式の買取りに関しご不明な点は、お取引の ある証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

当社の株主名簿管理人:

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号:0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間:午前9時から午後5時まで(土・日・祝祭日を除く)

以 上